



文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

加藤 泰弘

## 学習指導要領が目指す書写・書道教育

現行の学習指導要領は、小学校が平成23年度、中学校は平成24年度より完全実施され、高等学校は平成25年度から年次進行で実施されています。

本連載では、現行の教育課程が目指す書写・書道教育の視点を紹介していきます。

前回（平成28年7月号）は、高等学校芸術科書道における「書の文化に関する学習の充実」について、特に「篆刻」「漢字仮名交じりの書」を取り上げました。

### 総合的に書についての理解を図るために

平成20年1月17日に中央教育審議会は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」を示しました。

その芸術科書道における「改善の具体的事項」は、資料1のように示されています。

平成11年の学習指導要領の改訂においては、確かな学力を着実に育む観点から、学習内容が厳選され、「書道I」においては、表現領域の三分野のうち、「漢字仮名交じりの書」を必ず学習するものとし、「漢字の書」「仮名の書」を選択して学習することができることとなりました。

現行の学習指導要領では、学習内容の充実を図り、総合的に書に対する理解を深める観点から、表現領域の三分野を全て学習するものとし、扱う書体においても「草書」「篆書」

資料1「(i)改善の具体的事項」より抜粋

「書道I」においては、中学校国語科の書写との関連をより一層明確にする観点から、「漢字仮名交じりの書」の内容の改善を図るとともに、総合的に書道に対する理解を深められるようにする。表現領域については、書の伝統文化としての位置付けからも、篆刻や刻字等の立体に対する視点を重視するようにする。また、書の文化の継承と創造への視野を広げ、理解を深めるとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かにする観点から、鑑賞の学習が充実して行われるようにする。（傍線筆者）

を加え、生徒の実態に応じて全ての書体を扱うことが可能となりました。

また、前回（平成28年7月号）で解説したように、篆刻・刻字等の立体への視点を重視することとなり、全体として学習の範囲が大き

資料2 領域・分野構成表

		領域・分野構成	書道Ⅰ	書道Ⅱ	書道Ⅲ	特記事項
平成11年 改訂	A 表現	(1) 漢字仮名交じりの書	○	△	△	・書道Ⅰ「漢字の書」において楷書、行書を扱い、平易な隷書を加えることができる。 ・書道Ⅰでは篆刻等を加えることができる。 ・書道Ⅱの表現領域は一つ以上を選択。
		(2) 漢字の書	△	△	△	
		(3) 仮名の書	△	△	△	
	B 鑑賞	○	○	△		
平成21年 改訂	A 表現	(1) 漢字仮名交じりの書	○	○	△	・書道Ⅰ「漢字の書」において楷書、行書、隷書を扱い、草書、篆書を加えることができる。 ・書道Ⅰでは篆刻・刻字等を扱うよう配慮するものとする。
		(2) 漢字の書	○	△	△	
		(3) 仮名の書	○	△	△	
	B 鑑賞	○	○	△		

く広がったと言えます（資料2）。平成11年改訂の学習指導要領は、平成15年度から学年進行で実施されました。学校現場では、「漢字仮名交じりの書」の必修化を受けて、授業研究が活発化し、指導方法や教材が模索され、この分野を通して大きく授業改善が進みました。一方、「書道Ⅰ」で選択して扱うことが可能となった「漢字の書」「仮名の書」についても、ほとんどの学校が内容の厳選を図りながら両方を扱っていました。中国における「漢字の書」の豊富な表現世界は、書の学習の中核を担っていると言えます。また、我が国では漢字を受容し、仮名を生成して、中国にはない独特の書文化を展開させました。

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と協働していく上でも、その前提として自国の伝統と文化を深く理解することが大切です。日本独特の感性や美感を育む観点から、仮名の学習を充実していくことも重要でしょう。

一方、現行の学習指導要領で表現領域の三分野が必修となり、「漢字仮名交じりの書」については、学習時間の減少が顕著になっている点が指摘されています。日本語の書き言葉は、漢字・平仮名・片仮名の三種類の文字を使い、それを交えて書く「漢字仮名交じり文」です。我が国において、本来、性格を異にする文字を交えて書くスタイルを確立させた経緯を理解し、鑑賞領域との相互関連を図りながら、「言葉を書く」という視点に立って「漢字仮名交じりの書」の授業を見直していくことが重要です。

この表現領域の三分野の学習をバランスよく位置付け、鑑賞領域との相互関連を図り、総合的に書についての理解を深めていく年間指導計画の工夫が求められています。

### 次期改訂に向けて

現在、次期学習指導要領の改訂に向けての議論が本格化しています。平成28年8月26日には、中央教育審議会の教育課程部会から「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ（案）」が公表され、改訂に向けての基本的な方向性が示されました。現在、小学校・中学校は本年度中、高等学校は来年度中の改訂に向けて、教科等別の作業が進められています。

今回の改訂では、二〇三〇年の社会と子供たちの未来を視野に入れ、社会に開かれた教育課程を実現させることとしています。また、各教科・科目ならではの「見方・考え方」、育成を目指す資質・能力について整理が行われ、主体的・対話的で深い学びを実現するためのアクティブ・ラーニングによる授業改善等が打ち出されています。

次回からは、これらを踏まえた「これからの書写・書道教育」について解説していきます。

（次回に続く）